

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	平成28年 5月30日
【会社名】	株式会社昂
【英訳名】	SUBARU CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西 村 道 子
【本店の所在の場所】	鹿児島県鹿児島市加治屋町 9 番 1 号
【電話番号】	099(227)9500 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 岩 下 敏 明
【最寄りの連絡場所】	鹿児島県鹿児島市加治屋町 9 番 1 号
【電話番号】	099(227)9500 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 岩 下 敏 明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成28年5月25日開催の第58期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年5月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金12円 総額75,308,136円

ロ 効力発生日

平成28年5月26日

第2号議案 定款一部変更の件

平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による改正後の会社法が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの向上および意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行することとしたものであります。

このため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更され、業務執行を行わない取締役についても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款の一部を変更するものであります。

なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

西村道子、西村 秋、毛利寿男、立山政俊を取締役（監査等委員である取締役を除く）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

佐多直大、宮川秀樹、末永 隆を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を年額100百万円以内とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額20百万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	4,962	1	-	(注)1	可決 99.97
第2号議案 定款一部変更の件	4,959	4	-	(注)2	可決 99.91
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件					
西村 道子	4,956	7	-	(注)3	可決 99.85
西村 秋	4,948	15	-		可決 99.69
毛利 寿男	4,957	6	-		可決 99.87
立山 政俊	4,956	7	-		可決 99.85
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
佐多 直大	4,954	9	-	(注)3	可決 99.81
宮川 秀樹	4,953	10	-		可決 99.79
末永 隆	4,950	13	-		可決 99.73
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件	4,953	10	-	(注)1	可決 99.79
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	4,953	10	-	(注)1	可決 99.79

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権(6,232個)の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権(6,232個)の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 賛成割合は、出席議決権数(事前行使及び当日出席分)に対し賛成が確認できた議決権の数の割合による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書による事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各議案の可決要件を満たし会社法に則って決議が成立したため、当日出席株主のうち当社が賛否の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以 上